◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発営繕第５号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北海道警察学校新営（２期）13建築工事

⑶　工事場所　北海道札幌市

⑷　工事内容

ア　「生徒寮⑵」増築１棟

建物用途：寄宿舎、構造・階数：鉄筋コンクリート造・地上５階建て、建物規模：延べ面積　7,417.03㎡、建築面積　1,534.24㎡

イ　「西寮」とりこわし１棟

建物用途：寄宿舎、構造・階数：鉄筋コンクリート造・地上３階建て、建物規模：延べ面積　2,780.04㎡

ウ　敷地面積　52,511.22㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成28年１月29日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：Ｖ　6,800㎥、鉄筋：Ｗ　950ｔ、板ガラス：Ａ　900㎡

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑼　本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,200点以上であること。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体としての経営事項評価点数が、1,200点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年度以降に、次のア又はイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が次のア又はイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有することとし、その他の構成員については、次のウの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　より同種性の高い工事（新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）

㋐　建物用途　集合住宅、寄宿舎、宿泊施設又は類似施設

㋑　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　建物規模　延べ面積　6,000㎡以上

㋓　階数　地上５階建て以上

イ　同種工事１（新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）

㋐　建物用途　集合住宅、寄宿舎、宿泊施設又は類似施設

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

㋒　建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

㋓　階数　地上４階建て以上

ウ　同種工事２（新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）

㋐　建物用途　戸建住宅、倉庫及び車庫を除くものとする。

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

㋒　建物規模　延べ面積　1,500㎡以上

㋓　階数　地上３階建て以上

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成10年度以降に、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸本文に掲げる工事の経験を有していればよい。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。